○東北地方整備局告示第七十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月三十日

東北地方整備局長　森永　教夫

第１　起業者の名称　岩手県

第２　事業の種類

一級河川北上川水系山本川通常砂防事業流路工事（岩手県奥州市江刺区米里字中屋敷地内）及びこれに伴う市道山本線付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

第３　起業地

１ 収用の部分　岩手県奥州市江刺区米里字中屋敷地内

２ 使用の部分　岩手県奥州市江刺区米里字中屋敷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、岩手県奥州市江刺区米里地内の延長約1,410ｍ区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一級河川北上川水系山本川通常砂防事業流路工事及びこれに伴う市道山本線付替工事並びにこれらに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川北上川水系山本川通常砂防事業流路工事」（以下「本体工事」という。）は、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

また、本体工事の施行により分断される市道山本線の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第４号の市町村道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体工事及び関連工事の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路設置工事については、法第３条第35号に規定する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件区間については、砂防法第２条の規定により、昭和44年１月16日付け建設省告示第27号及び平成７年２月13日付け建設省告示第217号において砂防指定地として指定を受けており、また、岩手県内の砂防指定地の砂防設備については、砂防法第

５条の規定により岩手県が管理、工事及び維持を行うものであることから、起業者である岩手県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川北上川水系山本川（以下「山本川」という。）は、物見山を水源とし、急峻な山間部を流下して同水系人首川に合流する流路延長約5.5㎞、流域面積約11.0㎢の河川であり、その下流域に集落が形成され農業生産に利用されるなど、流域住民の生活に重要な役割を果たしている。

山本川は、全体的に急流で上流域の山腹が荒廃しているため、豪雨時にたびたび土石流が発生し、下流域の家屋及び農地に被害を及ぼしてきた。このため、起業者は、平成元年３月までに本件区間より上流部に砂防堰堤を整備し、その整備後は大規模な土石流が発生していない。

しかしながら、本件区間は、計画高水流量90ｍ^3/秒に対して流下能力が約19ｍ^3/秒と著しく不足しているうえ、河道が蛇行していること等から、小規模な土石流でも堆積土砂等による越流や河岸の洗掘等による浸水被害が発生するおそれがあり、平成２年９月及び同年11月には、台風や豪雨により発生した小規模な土石流によって下流域の家屋が床上浸水等の被害を受け、平成13年８月にも、小規模な土石流によって河岸が洗掘され近接する市道が被害を受けている。

本件事業は、豪雨時における土石流災害を防止することを目的として砂防設備を整備するものであり、本件事業の完成により、河床勾配が緩和されるとともに、計画高水流量を安全に流下できる能力及び良好な河道線形が確保され、本件区間の河道の安定が図られることから、上流部に整備した砂防堰堤の効果と相まって、越流や河岸の洗掘等による浸水被害の発生を防止し、流域住民の生命及び財産並びに公共施設の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、平成６年度に起業者が本件区間より上流部で実施した環境調査において「いわてレッドデータブック」（岩手県環境生活部）Ｄランクのヤマセミが本件区間内を餌場としていることが確認されている。このため、起業者は、本体工事の計画において巨石積護岸、寄石・捨石、魚巣ブロック及び魚道等を設置し、魚類及び水生生物の生息空間を確保することで餌場の保全・再生を図っており、保護のための適切な措置を講じているものと認められる。

また、本件事業地内にある周知の埋蔵文化財包蔵地については、平成16年度に記録保存を完了している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、豪雨時における土石流災害を防止し、山本川流域住民の生命及び財産並び公共施設の安全を確保することを目的として砂防設備を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、国土交通省河川砂防技術基準（平成16年国土交通省河川局策定）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事の施工方法については、本件区間内に砂防堰堤及び砂留工の設置に適した箇所がないこと、本件区間周辺は山地に挟まれ限られた平地部が宅地・農地に利用されていること等を考慮し、現在の河道敷地を極力活用して落差工、帯工及び護岸工を整備するものであり、事業計画のとおり砂防設備を整備することは適切なものと認められる。

さらに、関連工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に判断すると適切なものであり、附帯工事の事業計画についても、施設の利用方法、位置及び規模等を総合的に判断すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、本件区間は流下能力が著しく不足しているうえ、河道が蛇行していること等から、小規模な土石流でも、たびたび被害が発生しており、豪雨時における土石流災害を防止するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所

岩手県奥州市江刺総合支所